



労務通信 150号



成迫 社会保険労務士法人
 松本事務所 TEL 0263-88-2862
 長野事務所 TEL 026-291-4152
 飯田事務所 TEL 0265-49-3602

キャリアアップ助成金の拡充について

労働力人口の減少により、労働力の確保に関する対策の必要性が高まっています。対策の1つとして、従業員のキャリアアップを考えてみてはいかがでしょうか。キャリアアップ助成金には様々なコースがありますが、直近で拡充や新設が行われたコースについて紹介します。

* キャリアアップ助成金(正社員化コース)の拡充 (2023年11月29日以降)

正社員化コースとは有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金の支給対象となります。

助成金(1人当たり)の見直し		
企業規模	旧	拡充後
中小企業	57万円	80万円

※無期契約労働者を転換させた場合は左記の半額
 支給対象期間が「6か月(1期)」から「12か月(2期)」に変更になり、1期と2期の合計で80万円となります。

その他に「正規転換制度の規定に関する加算措置(中小企業助成額20万円)」、「多様な正社員制度規定に関する加算措置(中小企業助成額40万円)」も追加されました。

例えば、多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)制度を新たに規定し、有期契約労働者等を当該雇用区分に転換し、満額助成を受けた場合、「40万円+80万円=120万円」助成を受けられる可能性があり、数ある助成金の中でも助成金額はかなり大きくなります。

* キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の新設 (2023年10月以降)

今回は新設された社会保険適用時処遇改善コースの中から労働時間延長メニューについてご紹介します。週所定労働時間を延長し、社会保険に加入する場合に助成を受けることができます。4時間以上週所定労働時間を延長する場合は賃上げの必要なくなるため、非常に使いやすいメニューです。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	—	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満		5%以上		
③	2時間以上 3時間未満		10%以上		
④	1時間以上 2時間未満		15%以上		



※現時点で従業員数100人以下の企業の場合、1週の所定労働時間が常時雇用者の4分の3以上で社会保険加入水準となります。

出典：厚生労働省ホームページ

例1：賃上げ不要
週所定労働時間を4時間以上延長する場合

現在の働き方	労働時間延長後の働き方
<ul style="list-style-type: none"> 週所定労働時間26時間 時給1,000円 社会保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> 週所定労働時間30時間 時給1,000円 社会保険加入

例2：賃上げ必要
週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長する場合、時給10%以上増額で対象

現在の働き方	労働時間延長後の働き方
<ul style="list-style-type: none"> 週所定労働時間28時間 時給1,000円 社会保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> 週所定労働時間30時間 時給1,100円 社会保険加入

社会保険加入には、人手不足解消や労働者の処遇改善というメリットがありますが、一方で事業所の社会保険料負担額の増加というデメリットもあります。

また、2024年10月からは、短時間労働者に係る社会保険の適用拡大が従業員数51人以上の企業で行われるため、働き方の見直しの際には、キャリアアップ助成金の活用も選択肢に入れてみてはいかがでしょうか。詳しくは弊社担当者までご相談ください。

向井 知佳